九州地方小委員会の設置について

平成22年12月10日 九州地方整備局

九州地方小委員会について

<u>1.</u>目的

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の 効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的と して設置。

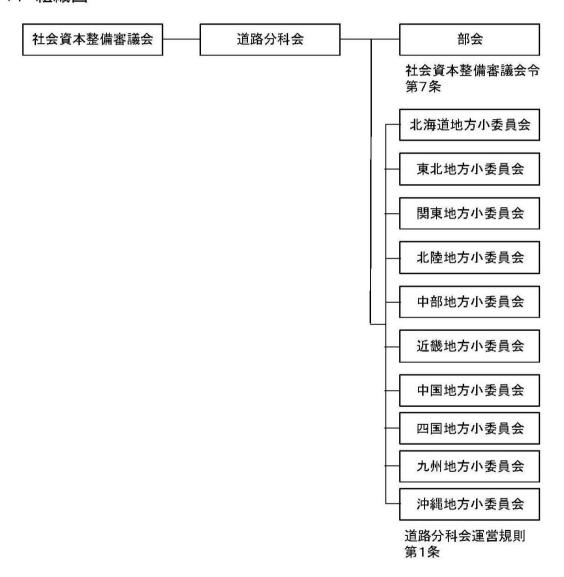
2. 主な議題等

- ①新規事業採択時評価
- ②計画段階評価
- ③地域の道路事業の効率的な実施について意見聴取
- ①、②については、道路分科会事業評価部会に報告。

部会等の設置

(根拠法令等) 国土交通省設置法(平成11年法律第100号) 社会資本整備審議会令(平成12年政令第299号) 社会資本整備審議会道路分科会運営規則

1. 組織図



2. 設置する部会等

〇事業評価部会

直轄事業等の事業評価にあたり意見を聴取すること等を目的として設置する。

〇地方小委員会

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を 聴取すること等を目的として、地方ごとに設置する。

社会資本整備審議会道路分科会 九州地方小委員会運営規則(案)

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分 科会長決定)に基づいて設置する小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、 委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

- 第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の 求めに応じ、以下の調査を行う。
 - 2 計画段階評価、事業採択時評価の審議対象事業に関し、九州地方整備局(以下 「整備局」という。)が作成した対応方針(案)について報告を受けること。
 - 3 地方の道路事業の効率的な実施に関し、整備局からの報告を受けること。
 - 4 整備局から受けた報告に対し意見がある場合には、調査結果を分科会長に報告すること。

(会議の成立条件)

第3条 会議は委員の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(小委員会の庶務)

第4条 小委員会の庶務は、整備局道路部路政課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、小委員会の議事の手続きその他運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規則は、平成22年12月〇日から施行する。

社会資本整備審議会運営規則

(趣旨)

第1条 社会資本整備審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続きその他審議会 の運営に関し必要な事項は、社会資本整備審議会令に規定するもののほか、この 規則の定めるところによる。

(会議の招集)

- 第2条 審議会は、会長が招集する。
 - 2 会長は、審議会を招集するときはあらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項 を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。) に通知する。

(書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合において は、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付 し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えるこ とができる。

(議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

- 第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
 - 2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若し くは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、

議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

- 第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。
 - 2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。
 - 3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合に おいて、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分 科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

- 第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。
 - 2 会長(分科会に置かれる部会にあっては分科会長。次項において同じ。)は、 必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。
 - 3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会(分科会におかれる 部会にあっては分科会。)の議決とすることができる。
 - 4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合に おいて、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部 会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその 他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附則

この規則は、平成13年2月27日から施行する。

社会資本整備審議会道路分科会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会道路分科会運営規則を次のとおり定める。

社会資本整備審議会道路分科会長 家田 仁

(小委員会の設置)

第1条 道路分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令 第二百九十九号)第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。)は、道路分科会 に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

(委員長)

- 第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、道路分科 会長が指名する。
 - 2 小委員会は、委員長が招集する。
 - 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調 査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
 - 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから道路分科 会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
 - 5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を道路分科会長に報告するものとする。

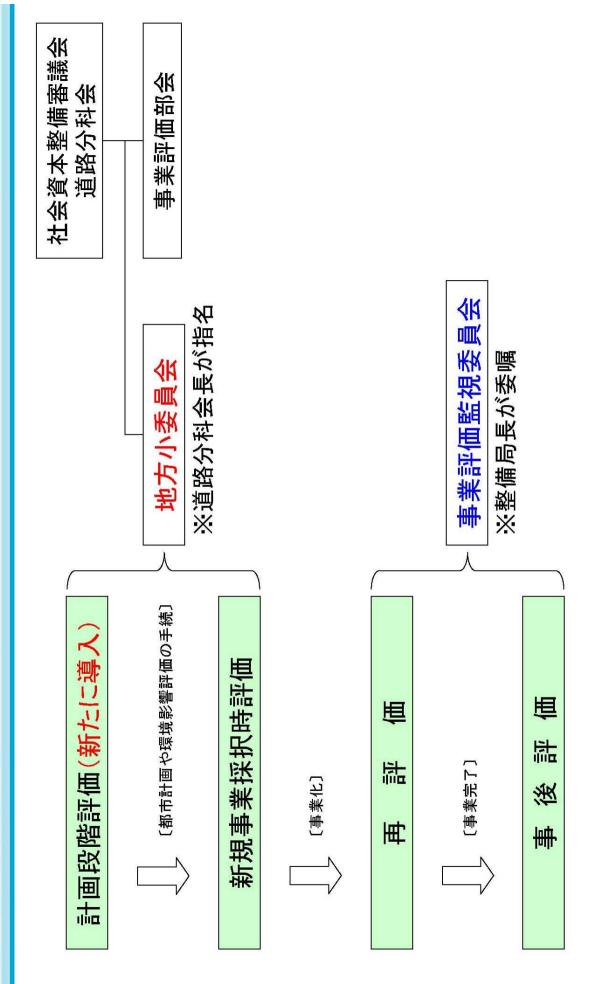
(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成22年8月3日から施行する。

九州地方小委員会について



政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)

公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、事業の必要性等が検証可能となるよう 評価の手法を改善するとともに、計画段階での事業評価を新たに導入

1. 政策目標評価型事業評価の導入

政策目標評価型事業評価として、以下の取り組 みを実施する。

①事業の必要性や内容が検証可能となるよう

評価の手法を改善

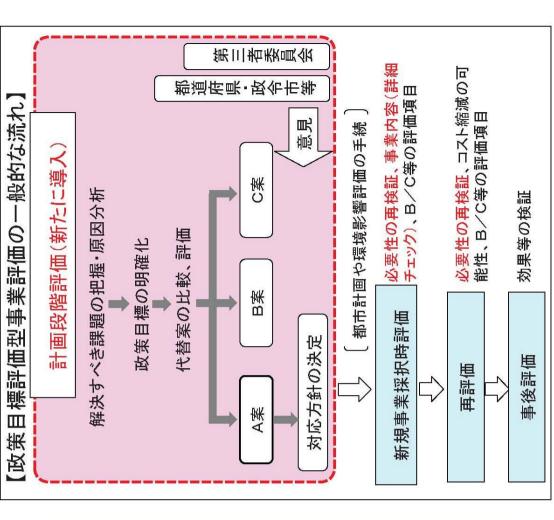
〇事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、 原因分析

〇政策目標の明確化

〇政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、

②計画段階の事業評価を導入

〇代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を実施



政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)

計画段階評価の基本的枠組み S

〇評価の対象

国土交通省所管公共事業のうち、維持・管理に係る事業、 災害復旧に係る事業等を除く、右表に掲げる直轄事業等

〇評価の時期

右表に掲げる時期を原則とする

〇都道府県・政令市及び第三者意見聴取

見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く 事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意

※ 河川事業、ダム事業について

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等において、当該事 業の代替案の比較評価を含めた審議等を経て、河川整備計画の策定・変更 を行う場合は、計画段階評価の手続きが行われたものと位置付ける

試行等について <u>ო</u>

一部の直轄事業について 〇平成22年度においては、 計画段階評価を試行

※経過措置

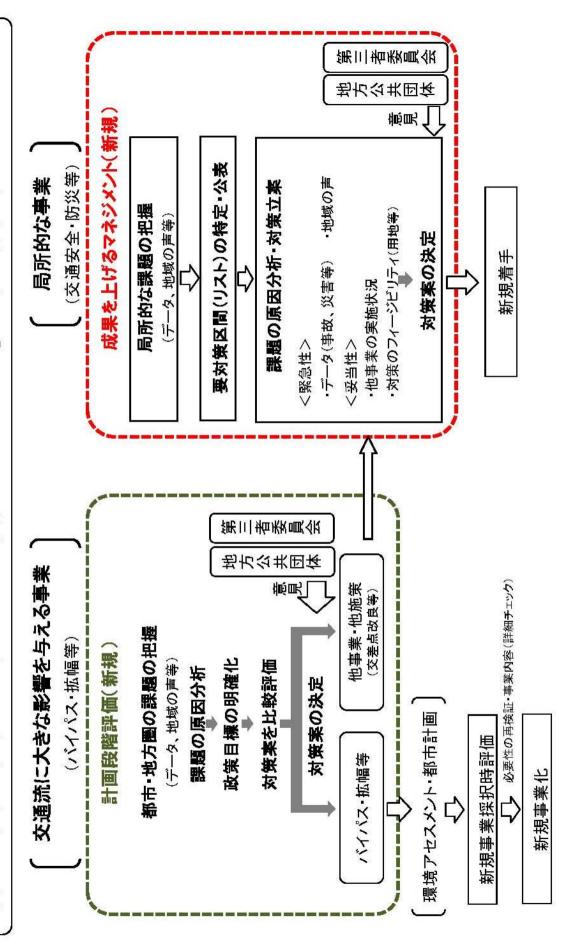
平成23年度予算に係る新規事業採択時評価を実施 する事業は、計画段階評価を併せて実施

実施時期 計画段階評価の対象事業、

計画段階評価 の実施時期	新規事業採択時評価の前年度まで					都市計画や環境影響評価 の手続きに入る前の段階	上記手続き対象外の場合 は、新規事業採択時評価 の前年度まで	新規事業採択時評価の前年度まで		
計画段階評価 の対象とする事業	河川事業	ダム事業	砂防事業 新	加すべり対策事業 前・	海岸事業	都 新設・改築事業 に は		港湾整備事業	空港整備事業制新	都市公園事業
所管部局	9 三 回				河川局港湾局	題題		港湾局	航空局	都市·地域整備局
	'					'				

政策目標評価型事業評価の導入に係る道路事業における取り組み、今九州地方整備局

道路事業の透明性・効率性を高めるため、バイパス・拡幅事業等に計画段階評価を導入するとともに、 局所的な事業に対し、データ等に基づく「成果を上げるマネジメント」の取組みを導入。



国土交通省所管公共事業の新規事業採択事評価実施要領(抄)

- 第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存
 - 1 評価の実施手続
 - (1) 評価の実施主体は、本省又は外局(以下「本省等」という。)とする。
 - (2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - (3) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ① 直轄事業 地方支分部局等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、評価を受けるために必要な資料(以下「評価に係る資料」という。)を作成するとともに、本省等に提出する。本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くとともに、地方支分部局等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の予算化に係る対応方針を決定する。

国土交通省所管公共事業における政策目標型事業評価の導入に ついての基本方針(案)(抄)

- 第4 計画段階評価の基本的枠組み
 - 3 評価の実施
 - ① 評価の実施主体は、本省又は地方支分部局とし、所管部局(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局という。以下同じ。)が事業種別に応じて定める。
 - ② 地方支分部局又は独立行政法人等は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成するとともに、評価の実施主体に提出する。
 - ③ 評価の実施主体は、事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。 なお、河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等における当該事業の代替案の比較評価を含めた審議及び都道府県の意見聴取を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合には、計画段階評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。
 - ④ 本省は、地方支分部局又は独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、対応方針を決定する。